

<p>陳 情 第 13 号</p>	<p>令 6. 8. 1 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>友愛パス取得対象者の拡大について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>現在、身体障害者手帳（以下「手帳」）5級、6級の者が市の公共交通機関を利用する際、半額の運賃で利用できていることはありがたいと思う。しかし、友愛パスをもらえていないため、手帳を乗務員に見せて、半額設定をしてもらってからラピカを使用するやり方で半額免除を受けている。</p> <p>手帳は市販のパスケースには入らず、手に持って移動しなければならない。友愛パスのようにパスケースに入れて、手首や首にかけてカードリーダーに触れるだけなら楽であり、降りるときも乗務員の手を煩わすことなく利用できると思う。</p> <p>また、「難病」による行動制限のある者も友愛パスの対象外である。</p> <p>運賃を無料にすることまでは求めないが、友愛パスで半額免除にしていきたい。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳を持っている者は全員友愛パスの対象者であり、運賃は全額免除である。この差は何なのか。友愛パスをもらえない障がい者や難病者からすると「不公平」と感じる。</p> <p>については、友愛パスの対象者を手帳5級、6級の者及び難病者まで拡大していただくよう陳情する。</p>	